

稻沢市市民活動総合保険

稻沢市では、各地区まちづくり推進協議会、町内会等によるコミュニティ活動、さわやか隊、地域安全推進リーダー等による各種ボランティア活動をはじめとして、市民団体による様々な市民活動が活発に行われております。

これらの活動において不測の事故が生じ、市民団体及びその代表者等が法律上の賠償責任を負われた場合、また、市民団体の代表者等や参加者が事故に遭われた場合に備えて、本市では、平成25年2月1日（金）から総合的な損害賠償保険制度を設けました。

この保険は、市民活動中の賠償責任事故及び傷害事故による損害を補償するために、市が保険会社と損害保険契約を締結し、市民活動中に偶然に起きた事故を救済することにより、市民団体の代表者等が安心して市民活動に参加していただき、市民活動の健全な発展を支援するものです。

1 保険の概要

この制度には、稻沢市市民活動総合保険制度取扱要綱に基づき、市内での市民活動（営利を目的とした活動を除きます。）中に発生した事故に対処するため、賠償責任保険と傷害保険の2つの保険があります。

(1) 賠償責任保険

市民団体及び市民団体の代表者等が、市民活動中に過失によって参加者または第三者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

その限度額は、次のとおりです。

身体賠償事故 1名につき1億円、1事故につき5億円（免責金額：1千円）

財物賠償事故 1事故につき1億円（免責金額：1千円）

(2) 傷害保険

市民団体の代表者等及び参加者が、市民活動中に発生した偶然な外来の事故、または細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、熱中症、もしくは腸管出血性大腸菌感染症で、死亡または負傷した場合に支払われます。

補償の種類	補 償 金 額
死亡補償	300万円 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき)
後遺障害補償	300万円を限度として保険契約に定める額 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度により保険契約に定めた割合を乗じた額)
入院補償（日額）	3,000円 (傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき。事故の日から180日を限度)
通院補償（日額）	2,000円 (傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき。事故の日から180日以内において90日を限度)

2 保険の対象となるかた

(1) 賠償責任保険

市民等（市外居住者を含みます。）によって自主的に組織され、
市内に活動の拠点を置く、市民団体、その代表者等

(2) 傷害保険

市民団体の代表者等及び参加者



©稻沢市 いなッピー

3 保険の対象となる活動

市民団体が、市内において無報酬（費用弁償を除く）で行う公共的・公益的な市民活動です。

市民活動の区分	具体例
地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、緑化活動、リサイクル活動、交通安全活動、違反広告物除去活動、まちづくり推進活動、町内会・地縁団体等の運営活動（体育振興会が主催する運動会を含む）、地域施設（公民館等）の管理運営活動
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動、学術・文化・芸術活動
青少年健全育成活動	青少年非行防止活動（非行防止パトロール等）、青少年保護活動（青少年を犯罪から守る運動等）、その他児童福祉向上のための活動（育児・託児ボランティア）
環境保全活動	環境美化・清掃活動、リサイクル運動
社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・障害者への援護活動、募金活動

ただし、下記のものは対象になりません。

- ・単なる見学者や来場者など不特定多数の参加者またはサービスの受益者
- ・もっぱら親睦、自己の技能等の向上を目的とする活動
- ・政治、宗教、営利を目的とした活動

4 保険を利用するには

保険を利用する場合、市へ提出する『事故報告書』の添付書類として、市民団体の名簿、事業計画等が必要となりますので、事前にご準備ください。

5 保険の対象とならないもの（主なもの）

(1) 賠償責任保険

- ・故意による損害
- ・洪水、地震等天災による災害
- ・同居の親族に対する賠償責任
- ・自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・賠償補償対象者が所有、使用又は管理する財物の損壊に対する賠償責任

(2) 傷害保険

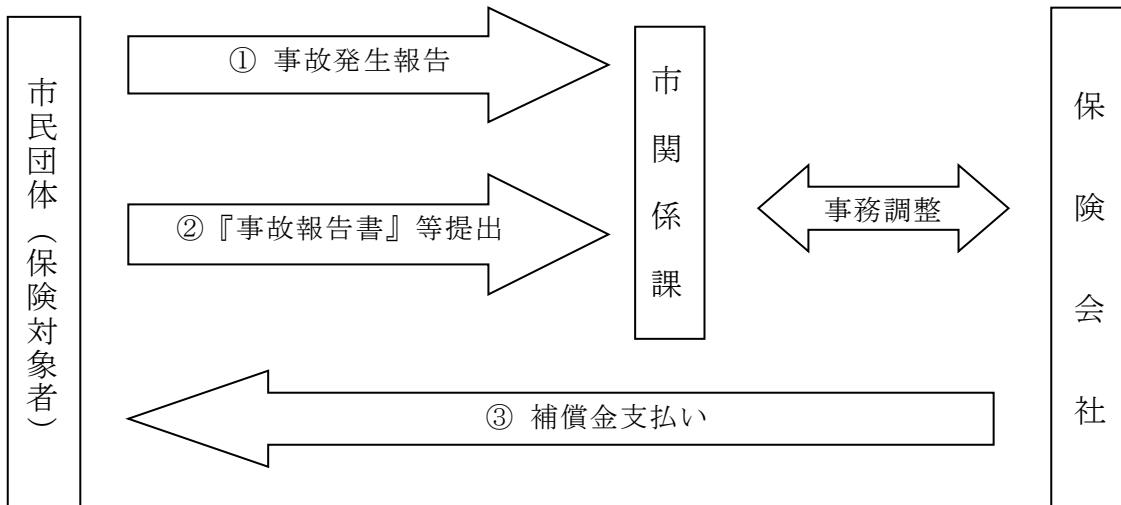
- ・故意、けんか、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、飲酒運転による事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・危険なスポーツ（ハンググライダー、スカイダイビング等）による事故

6 事故が発生したときの手続き

市民活動中に万が一事故が生じた場合、その活動や行事を主催した市民団体の代表者は、市関係各課（担当課等が不明な場合は、地域協働課）へ御連絡ください。

その後、『事故報告書』等を提出していただき、事故内容の審査を経て、保険対象の要件を満たしている場合は、保険会社より当事者へ補償金が支払われます。

◇ 保険請求の流れ ◇



7 Q & A

Q.1

この保険を受けるために、市へ事前に登録や申し込みが必要ですか。

A.1

保険を受けるために、市へ事前に登録や申し込みをしていただく必要はありません。ただし、事故が発生して市へ『事故報告書』を提出していただく場合、団体等の『名簿』や『活動事業計画』等の添付が必要となります。

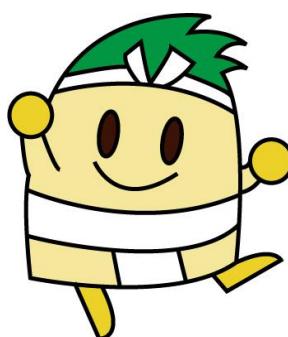
Q.2

保険料は、いくらですか。

A.2

保険料の支払いは、必要ありません。

稻沢市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。



©稻沢市　いなッピー

Q.3

団体で加入している他の保険は、必要なくなりますか。

A.3

団体の活動内容によっては、保険の対象とならない場合があります。

活動内容に応じて、他の保険への加入の要否を判断してください。

Q.4

活動に参加していない見学者がケガをした場合は、対象となりますか。

A.4

原則として、見学者は対象となりません。

ただし、活動に伴う行為で見学者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故である場合は、補償の対象となります。

Q.5

「営利を目的とする活動」とは、どのような活動ですか。

A.5

団体の構成員が利益や資産を得ることを目的とした活動です。

Q.6

ボランティア団体が行う活動は、すべて保険の対象となりますか。

A.6

活動内容に公益性、社会貢献性がある場合は、保険の対象となります。グループ内の親睦や趣味の活動とみなされる場合は、保険の対象なりません。

Q.7

『事故報告書』は、いつまでに提出する必要がありますか。

A.7

『事故報告書』は、事故日より 30 日以内に事業担当課へ提出してください。

Q.8

足首を捻挫し、接骨院に通院した場合は、保険の対象となりますか。

A.8

事故に遭われた際は、傷病に応じた医療行為を受け、医学的所見を得られる「医療機関(病院)」を受診するようにしてください。

その後、医療行為ではなく、症状を緩和するために、接骨院で施術行為を受けた通院分は、保険の対象にならない場合があります。

8 問合せ先

稻沢市市民福祉部地域協働課 コミュニティグループ

電話：0587-32-1146（ダイヤルイン） 内線 460 又は 466

FAX：0587-23-1489（代表）

このパンフレットは、**令和8年2月1日現在の内容を記載**しています。
内容が変更することもありますので、適宜、地域協働課へ確認してください。